

事務所費

- 事務所家賃 令和3年4月～令和4年3月分
- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当金額 721,800 円

18	3-4-6	振出	*60,150	家賃	4月
24	3-5-6	振出	*60,150	家賃	5月
6	3-6-7	振出	*60,150	家賃	6月
12	3-7-6	振出	*60,150	家賃	7月
18	3-8-6	振出	*60,150	家賃	8月
23	3-9-6	振出	*60,150	家賃	9月
4	3-10-6	振出	*60,150	家賃	10月
9	3-11-8	振出	*60,150	家賃	11月
13	3-12-6	振出	*60,150	家賃	12月
18	4-1-6	振出	*60,150	家賃	1月
23	4-2-7	振出	*60,150	家賃	2月
4	4-3-7	振出	*60,150	家賃	3月

事務所費

- 事務所電気料金 令和3年4月～令和4年3月分
- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当金額 38,339 円

			4月
1	3- 5-14	振出	*2,225 オキナワテ"ンリヨク 5ツキ
			5月
7	3- 6-14	振出	*2,397 オキナワテ"ンリヨク 6ツキ
			6月
3	3- 7-13	振出	*3,824 オキナワテ"ンリヨク 7ツキ
			7月
19	3- 8-13	振出	*3,034 オキナワテ"ンリヨク 8ツキ
			8月
1	3- 9-13	振出	*2,823 オキナワテ"ンリヨク 9ツキ
			9月
5	3-10-13	振出	*3,920 オキナワテ"ンリヨク 10ツキ
			10月
10	3-11-12	振出	*7,569 オキナワテ"ンリヨク 11ツキ
			11月
14	3-12-13	振出	*2,798 オキナワテ"ンリヨク 12ツキ
			12月
19	4- 1-17	振出	*2,603 オキナワテ"ンリヨク 1ツキ
			1月
24	4- 2-14	振出	*2,305 オキナワテ"ンリヨク 2ツキ
			2月
6	4- 3-14	振出	*2,095 オキナワテ"ンリヨク 3ツキ
			3月
12	4- 4-13	振出	*2,746 オキナワテ"ンリヨク 4ツキ

事務所費

- 事務所水道料金 令和3年4月～令和4年3月分
- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当金額 18,855 円 /

3	3- 5-20	振出	*2,095	ニシハラスイト"ウ04ツキ	4月
8	3- 6-21	振出	*2,095	ニシハラスイト"ウ05ツキ	5月
14	3- 7-20	振出	*2,095	ニシハラスイト"ウ06ツキ	6月
20	3- 8-20	振出	*2,095	ニシハラスイト"ウ07ツキ	7月

8月～10月迄JR+の影響により無料となった。

15	3-12-20	振出	*2,095	ニシハラスイト"ウ11ツキ	11月
20	4- 1-20	振出	*2,095	ニシハラスイト"ウ12ツキ	12月
1	4- 2-21	振出	*2,095	ニシハラスイト"ウ01ツキ	1月
7	4- 3-22	振出	*2,095	ニシハラスイト"ウ02ツキ	2月
13	4- 4-20	振出	*2,095	ニシハラスイト"ウ03ツキ	3月

事務所概要申告票

議員名 上里善清

1. 物件の所在

住所	中頭郡西原町字翁長 240-4
電話番号	098-943-4101

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借契約先 [ドリームハウス]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

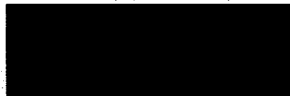
事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上里善清



貸借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 上里善清

1. 事務所の状況

住所	中頭郡西原町字翁長 240-4
----	-----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	100%
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみの為

(関係経費)

家賃(月額)	¥60,000	円
その他	手数料 ¥60,000	円
		円

(充当額)

家賃(月額)	¥60,000	円
その他	手数料 ¥60,000	円
		円

R2.7A

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上里善清



貸室賃貸借契約書

期間 自令和2年7月1日
至令和4年6月30日

名称 こぼこぼつ

賃貸人 [REDACTED]

賃借人 上里 善清

〒903-0124 沖縄県西原町字呉屋102-2

ドリームハウス

TEL (098) 946-3553

FAX (098) 946-3646

比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料の増減をすることができる。

第4条 (延滞害金)

乙が賃等の全部又は一部の支払いを延滞した場合、延滞した日数が15日を過ぎた場合は、一律1,000円の遅延損害金を甲に支払う。

第5条 (敷金・礼金)

1. 乙は敷金として金 60,000 円、礼金として金 円を甲に支払い甲はこれを受領した。
2. 敷金返還の時期は、乙がすべての精算及び明け渡しを完了した後とし、その 10 割を返還する。但し、契約未満の退去に関しては敷金没収とする。
3. 敷金の返還は乙の本件貸室退後、現状回復のための検査・見積後とする。但し未納家賃その他債務があればこれらを返還すべき敷金の中から差引いたうえ退去後30日以内に残金を返還する。
4. 乙は前項の場合以外、敷金をもって本契約に関する支払いに充当することはできない。敷金には利息をつけない。

第6条 (転貸等の禁止)

乙は賃借権を第三者に転貸又は譲渡ししてはならない。これに違反した場合、甲は即時本契約を解除することができる。その際、乙は即時本件貸室を完全に明け渡さなければならない。

第7条 (建物付属設備の設置)

乙は本物件に内装工事や模様替え等を行ってはならない。但し、甲の同意を得ればこの限りではない。その費用は乙が負担する。

第8条 (立ち入り点検)

甲又はその代理人は、建物の保全、放火、防犯、救護等に関し、必要ある時は、本物件内に立ち入り必要な処置をすることができる。この場合、乙は甲に全面的に協力しなければならない。

第9条 (棄損等による賠償責任)

乙、又はその使用人及び乙に関わる者が、本物件・その付属並びに共用部分を毀損または滅失した時は、乙は甲に対し直ちにその旨を通知し、この回復に要する損害を賠償しなければならない。

第10条 (契約の解除)

乙が次の場合の1つに該当した時は、甲は何等の通知催告を要しないで、直ちに本契約を解除して、乙に対して明け渡しを求めることができる。

1. 2カ月以上、賃料の支払いを怠った時。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、本契約に於ける信頼関係を著しく害すると甲が判断した時。
3. 乙又はその使用人、及び乙に関わる者が反社会的と認められる団体(暴力団過激な政治活動集団)関係者であり、且つ近隣住居者の平穏を害する恐れのある行為があった時。
4. 騒音その他、甲及び近隣に迷惑となる行為をした時
5. 無断で本物件から退去した時、又は正当な事由なく2カ月以上本物件を使用しない時。
6. 乙が甲の書面による事前の承諾なく本物件を第三者に転貸し、又は当該賃借権を譲渡した時。
7. 本物件を第1条の事業以外の用に供したとき。
8. 契約に際し、乙又は連帯保証人の提出した契約書及び添付書類等に虚偽があったとき。
9. 銀行取引の停止又は破産手続き・民事再生手続き・会社更生手続き等の開始があった時。

第11条 (明け渡し)

本契約終了と同時に乙は、次の通りに従って賃借物件を明け渡すものとする。

1. 乙は退去に伴う電力、ガス、水道代等の最終料金精算手続きと、鍵の返還を速やかに行う。
2. 乙は、乙の費用により新設、付加した諸造作、設備及び乙所有の物品を乙の費用を以て取去し、本契約締結時の現状に復するとともに建物内外の清掃及び、ゴミ、汚物等の撤去処理をして明け渡すこと。

3. 乙が賃貸物件を現状に復さない時は、甲は自力で諸造作設備等を撤去し、その費用は乙が負担とする。
4. 前項の定めに関わらず、甲は、乙が改造等をした部分について乙との話し合いにより、無償にて存置せしめることができるものとする。
5. 乙が賃借物件を明け渡した後に、残した物品がある時は、その所有権を放棄したものとみなして、任意に処分しても乙は一切異議を述べない。
6. 本契約終了と同時に、乙が賃借物件を明け渡さない時は、本契約終了の翌日から起算して明け渡し完了に至るまでの賃料相当額ならびに電気、ガス、水道料金等甲が破った損害を賠償しなければならない。
7. 乙は明け渡しに際し、その事由、面目の如何にかかわらず、移転料、立退料、権利金等一切の請求をすることができない。

第12条 (契約期間中の修繕)

1. 甲は第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2. 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない
3. 本物件内に破損個所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙はこれを賠償する。

第13条 (乙からの解約)

1. 乙は甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

第14条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は本契約条項を承諾の上、乙の甲に対する本契約に係る一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。
2. 本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
3. 乙が行方不明等により連絡が取れない場合は、連帯保証人にすべてを一任したものとみなし、甲は連帯保証人とともにすべての処置を行う

第15条 (紛争処理)

本契約について甲乙双方は、紛争の発生を避けるように努めなければならない。

尚、紛争が発生した時の訴訟は、甲の所在管轄裁判所にて行うものとする。

第16条 (特約条項)

1. 乙は本物件に付属する駐車場の使用方法について、甲の指示に従う
2. 本物件退去に際し、室内の清掃費用は乙負担とする。

事務所費

令和 3 年 4 月 26 日

貸 貸 人 (甲) 住 所

氏 名

貸 借 人 (乙) 住 所

氏 名

連 帯 保 証 人 住 所

(極度額 ¥1,440,000-)

氏 名

連 帯 保 証 人 住 所

(極度額 ¥1,440,000-)

氏 名

仲 介 人

〒903-0124

沖縄県西原町字呉屋102の2

ドリームハウス

TEL 946-35 5723

宅地建物取引主任者

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	コピー機リース料 月額11,000円(令和3年4月~令和4年3月分)	132,000	全額	132,000
4/30	事務所電話使用料 4月分	6,175	全額	6,175
5/31	事務所電話使用料 5月分	6,175	全額	6,175
6/30	事務所電話使用料 6月分	4,701	全額	4,701
8/2	事務所電話使用料 7月分	6,166	全額	6,166
8/31	事務所電話使用料 8月分	6,168	全額	6,168
9/30	事務所電話使用料 9月分	6,168	全額	6,168
11/1	事務所電話使用料 10月分	6,168	全額	6,168
11/30	事務所電話使用料 11月分	6,168	全額	6,168
1/4	事務所電話使用料 12月分	6,168	全額	6,168
2/28	事務所電話使用料 1・2月分	9,914	全額	9,914
3/31	事務所電話使用料 3月分	6,164	全額	6,164
4/15	コピー機カウント代金(令和3年4月~令和4年3月分)	33,673	全額	33,673
事務費 充当合計		/	/	235,808

事務費

- コピー機リース料金 令和3年4月～令和4年3月分
- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当金額 132,000 円

						4月	
23	3- 5- 6	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						5月	
5	3- 6- 3	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						6月	
11	3- 7- 5	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						7月	
17	3- 8- 3	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						8月	
22	3- 9- 3	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						9月	
3	3-10- 4	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						10月	
8	3-11- 4	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						11月	
12	3-12- 3	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						12月	
17	4- 1- 4	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						1月	
22	4- 2- 3	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						2月	
3	4- 3- 3	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		
						3月	
10	4- 4- 4	振出	*11,000	シャ-7°	ファイナンス		

事務費

- 事務所電話料金 令和3年4月～令和4年3月分
- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当金額 70,135 円

22	3- 4-30	振出	4月	✓	*6,175	NTT 0079717804
4	3- 5-31	振出	5月	✓	*6,175	NTT 0079717804
10	3- 6-30	振出	6月	✓	*4,701	NTT 0079717804
16	3- 8- 2	振出	7月	✓	*6,166	NTT 0079717804
21	3- 8-31	振出	8月	✓	*6,168	NTT 0079717804
2	3- 9-30	振出	9月	✓	*6,168	NTT 0079717804
7	3-11- 1	振出	10月	✓	*6,168	NTT 0079717804
11	3-11-30	振出	11月	✓	*6,168	NTT 0079717804
16	4- 1- 4	振出	12月	✓	*6,168	NTT 0079717804
2	4- 2-28	振出	1月, 2月	✓	*9,914	NTT 0079717804
9	4- 3-31	振出	3月	✓	*6,164	NTT 0079717804

- 事務所コピー機カウンター料金 令和3年4月～令和4年3月分
- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当金額 33,673 円

令和4年4月15日 領収証

No 007625

工里善清 様

お客様コード 0004

収入
印紙

領収金額 ¥ 33,673 円也

経理検印	担当者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現金		R3.4月～R4.3月分 コピー機代金として
小切手		
手形		
相殺		
値引		

(株)西事務機
〒903-0117
沖縄県中頭郡西原町字長66番地
TEL (098) 946-4649
FAX (098) 945-3300

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊